

償却資産申告書の提出は

2月2日(月)まで

申告対象となる

償却資産(例)

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

・乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎など

【小売店】

・商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】

・理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

インポールなど

【飲食店】

・厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

◆対象となるもの
その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

◆提出期限
平成27年2月2日(月)

◆提出先
税務課、各支所総合窓口課

◆問い合わせ先
税務課

0859・54・5208

※申告書は税務課及び各支所総合窓口課にあります。

ご存じですか?

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。
八橋警察署 0858・49・0110

児童扶養手当の制度が改正されます

「児童扶養手当」は、母子家庭や父子家庭などの生活の安定や自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

◆提出期限
平成27年2月2日(月)

◆提出先
税務課、各支所総合窓口課

◆問い合わせ先
税務課

0859・54・5208

◆児童扶養手当
これまで、公的年金が受給できる方は、支給対象とされていませんでしたが、平成26年12月平成27年4月支払分から、公的年金の額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分について児童扶養手当が支給されるよう制度が改正されます。

※詳しくは、大山町役場福祉介護課(0859・54・5207)、または県庁青少年・家庭課(0857・26・7869)にお問い合わせください。

はい!

消費生活相談窓口です

最近の情報を知っておくと、適切な対応ができます。相談窓口へ寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。



「不良灯油」で

暖房機器の故障や異常が発生!

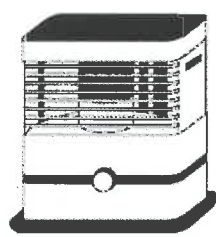
(国民生活センターより)

古い灯油の使用はやめましょう

【事例】

・前シーズンの灯油がストーブに残っていたので、そのまま使用したところ芯が動かなくなりました。

・保管していた古い灯油をストーブで使用して消そうとしたところ、消えなくなりました。



【アドバイス】

- ①不良灯油は、故障や事故につながるため絶対に使用しない。
- ②シーズンが終わったらストーブの内部の灯油を空にする
- ③灯油のシーズン中の保管は、専用タンクで日光や雨の当たらない場所で保管。
- ④灯油はシーズン中に使い切るよう心がける。

不良灯油とは

- ・変質灯油
- ・不純灯油

(水などが混じった油)



◆問い合わせ先
住民生活課

0859・54・5210

第1火曜日は相談と出前講座の日です。
お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。